



インド税務当局からの問い合わせへの対応

- 所得税、移転価格およびGST -

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューデリー事務所／貿易投資相談課
2026年1月

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所がGrant Thornton Bharat LLPに作成委託し、2025年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター／貿易投資相談課
E-mail : scb-support@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail : IND-info@jetro.go.jp

目次

I. インドの税務当局からの照会対応	4
1. 照会通知(Tax Notices)を受領する理由	
2. 照会通知(Tax Notices)を受領した場合の対応手順	
3. 照会通知(Tax Notices)への対応時に避けるべき点	
II. 課税官庁 (AO) の決定に不服がある場合の対応	11
1. 不服の申し立て手続き	
2. 上訴の手続き	
3. インド所得税法に基づく更生および修正	
III. その他 (時効および財務諸表の開示)	18

I. インドの税務当局からの照会対応

I | インドの税務当局からの照会対応

1. 照会通知(Tax Notices)を受領する理由

所得税部門（ITD=Income Tax Division）は、納税者が所得税申告書（ITR=Income Tax Return）で提供した情報を検証するために、税務調査を実施する。調査の目的は、申告された所得、控除、納付または還付請求された税額が正確であり、適用される税法に準拠しているかどうかを確認することにある。

所得税に加えて、調査は物品サービス税（GST）の申告にも及ぶ場合がある。当局は、外部供給および内部供給の内容が正確であるか、仕入税額控除（ITC）の請求に問題がないか、またGST規制に適切に従っているかどうかを審査する。さらに、国境を越えた取引を行う企業においては、移転価格（TP）調査が非常に重要で、関連企業との国際取引が独立企業間価格の原則に基づいて適切に文書化されているかどうかを確認する。

調査手続きを開始するために、税務当局は「Tax Notices」と呼ばれる正式な文書を発行する。これらのTax Noticesは、所得税やGSTの不一致、またはTP文書に関する不備を指摘する内容となる場合がある。Tax Noticesは、不一致や法令違反の可能性に対処するため、あるいは税務申告書やGST申告書に添付された資料について追加説明を求めるために発行される。

通知書の重要度や深刻度は、問題の性質や影響の大きさによって異なる。そのため、通知の種類（所得税・GST・TP関連）や発行の原因を迅速に把握し、適切な対応手続きを理解することが、潜在的な罰則を回避するためにも非常に重要であるといえる。

I | インドの税務当局からの照会対応

1. 照会通知(Tax Notices)を受領する理由

税務当局が納税者に対して税務通知書を発行する審査対象選定には、複数の状況が考えられる。一般的に以下の理由がある。

- 申告書の未提出**：特定の課税年度における年次所得税申告書（ITR）を提出しない場合、所得税通知書が発行される可能性がある。同様に、GST申告書（GSTR-1^{*1}やGSTR-3B^{*2}など）を所定の期限内に提出しない場合、GST当局からの通知が発行される可能性がある。
- 不正確または不完全な情報**：所得税申告書やGST申告書に記載された不正確または不完全な情報による税額計算の不一致（例：GSTR-1とGSTR-3Bの間、またはGSTR-2A^{*3}/2B^{*4}と請求された仕入税額控除額の間での不一致）は、税務調査につながる可能性がある。
- 所得の過少申告**：ITRで申告された所得が第三者情報源（Form26ASや年間情報明細書（AIS）など）に反映されている金額より低い場合、税務当局から照会通知書が発行される可能性がある。移転価格（TP）関係では、国際取引からの所得の過少申告や適切な書類の未整備は、TP監査や調整につながる可能性がある。
- 納税義務の不履行**：所得税またはGSTのいずれにおいても、申告後の未納税金が継続している場合、徴収通知の対象となる可能性がある。GSTにおいては、誤った仕入税額控除の請求や自己申告税の遅延納付による未納債務もこれに含まれる。

フォーム名	内容	誰が提出するか	主目的
GSTR-1 ^{*1}	売上（アウトプット供給）の申告書	売り手（Supplier）	取引の売上情報を政府へ報告
GSTR-3B ^{*2}	月次総括申告書（税額確定＆納税）	売り手・買い手	ITC利用後の最終納税額を申告
GSTR-2A ^{*3}	自動生成仕入明細（リアルタイム更新）	受領者（Buyer）参照用	仕入の税額控除照合用
GSTR-2B ^{*4}	月次固定の仕入明細（確定ITCデータ）	受領者（Buyer）参照用	確定ITC算定の基準として使用

I | インドの税務当局からの照会対応

1. 照会通知(Tax Notices)を受領する理由

税務調査先の選定方法 - CASS selection (Computer Aided Scrutiny Selection)

インド所得税庁がデータ分析とリスク評価に基づいて、確定申告（ITR）の審査対象を自動選択するシステムである。AIがデータ分析をして、リスク度合いの高い申告書を抽出し、税務照会企業の選定を行う。

一般的に、以下のような傾向があると選定されやすいとされている。

対象項目	所得税関連の留意点
高額取引	年間情報明細書（AIS）・SFT情報（金融取引報告書）と所得との不一致、現金取引、財産購入等
収益と支出の異常な差	所得が少ないので高額な海外旅行・高級車を消費および購入している等
第三者情報との不一致	源泉徴収証、26AS（源泉徴収・納付履歴）/年間情報明細書（AIS）、TP（移転価格取引）等
損失申告の繰越	大きな欠損計上や還付請求を行っている。
特定産業の監視エリア	現金ビジネス、輸出入、小売、建設業等

出所 : Grant Thornton Bharat LLP

I | インドの税務当局からの照会対応

1. 照会通知(Tax Notices)を受領する理由

所得税関連の留意点

金融取引報告書 (SFT)：銀行、登記機関、金融機関は、1962年所得税規則第114E条に基づき、高額取引（例：現金預金100万ルピー超、不動産購入300万ルピー超）を報告する義務がある。

年間情報明細書 (AIS)：納税者はAISおよびForm 26ASで報告された取引を確認できる。申告所得と高額支出（高級品購入や海外旅行など）の間に不一致があると、調査対象となる可能性がある。

電子キャンペーン通知：高額取引が申告済み所得税申告書（ITR）と一致しない場合、所得税局はSMS/メールで警告を発する。納税者は対応し説明することが求められる。

期限超過申告：申告期限を過ぎた場合、遅延申告に対する罰則が適用されるため、照会通知（Tax Notices）が送付される可能性が高くなる。

GST関連の留意点

GSTR申告の不一致：GSTR-1、GSTR-3B、GSTR-9に反映されていない高額な売上または仕入は、中央間接税法（CGST法）第61条に基づく通知または第65条に基づく監査につながる可能性がある。

電子輸送証明書 (E-way Bill) とGST申告書の不一致：高額商品の移動に関する電子輸送証明書データとGST申告書の不一致が、脱税の疑いを示す可能性がある。

仕入税額控除 (ITC) 請求：自動生成される仕入明細（GSTR-2A/2B）のない大規模なITC請求は、取り消しまたは調査の対象としてフラグが立てられる。

移転価格税務 (TP) 関連の留意点

独立企業間価格原則：関連会社間取引（無形資産・サービス・商品の販売等）は独立企業間価格で設定されねばならない。不一致は移転価格調整および罰則の対象となる。

文書化要件：高価値の越境取引の価格設定を正当化するため、移転価格文書（Form 3CEB）の提出が必須。適切な記録の未保持は税務調査を招く。

I | インドの税務当局からの照会対応

2. 照会通知(Tax Notices)を受領した場合の対応手順

ステップ	区分	主な内容・目的	具体的な確認事項・必要書類例
1	各税共通	通知書を精読し、指摘内容と要求事項を把握	・通知に記載の適用条項と自社の税務処理への影響・申告内容と通知内容の不一致
	所得税・GST共通	申告内容・取引情報との整合性確認	・申告書数値の不一致・ITC(税額控除)請求の妥当性・e-way bill(電子輸送証明書)と実際の取引の不整合
	移転価格税制	TP通知内容の確認	・Form 3CEB の開示内容・国際取引に関する指摘の有無・提案されている調整内容とベンチマーク手法の妥当性
2	所得税	通知への回答に必要な証拠資料を収集	・ITR(所得税申告書)の写し・Form 16/16A・Form 26AS、AIS・銀行取引明細書・投資証明書類・関連計算シート
	GST	GST関連資料の収集	・GSTR-1、GSTR-3B、GSTR-9・e-way bill・購入／販売インボイス・ITC元帳・照合明細書(リコンシリエーション)
	移転価格税制	TPポリシー・価格設定を説明する資料の準備	・FAR分析(機能・資産・リスク)・ベンチマーキング調査・社内間契約書・請求書・Form 3CEBを含むTP文書
3	所得税	ポータルから期限内に回答を提出	・所得税ポータルの「e-Proceedings」タブから回答・資料を提出・無回答の場合、一方的な命令のリスクあり
	GST	GSTポータルからの回答	・GSTポータルのREG/DRCタブから回答・添付書類を提出・遅延は罰金や登録取消につながる可能性
	移転価格税制	ALP(独立企業間価格)の立証資料の提出	・所得税ポータル経由で説明書および証拠書類を提出・必要に応じて移転価格担当官(TPO)と協議
4	各税共通	決定内容に不服がある場合の上訴手続	・下級審決定に不服があれば、法定期限内に上級機関へ正式な不服申立て・所定の部分的納付金(pre-deposit)を支払ってから提出
5	所得税	確定した未納税額の納付	・Challan 280により追加税額を納付・所得税法第234A条/B条/C条に基づく利息計算
	GST	GSTの追加納付	・様式DRC-03による自主納付・適用される利子および罰金を加算した納付
	移転価格税制	TP調整確定後の税額・二次調整の検討	・所得税法に基づき追加税額と利子を納付・所得税法第92CE条に基づく二次調整(必要な場合)を検討

I | インドの税務当局からの照会対応

3. 照会通知(Tax Notices)への対応時に避けるべき点

項目	分野	問題点 / 誤った行動	主なリスク・影響	推奨される対応
① 通知対応の遅れ・無視	所得税	通知への無視・遅延	罰金、延滞金、刑事訴追、誤った課税決定	期限内対応・根拠資料の提出
	GST	通知の無視・遅延	登録取消・徴収処分	期限厳守で回答
	移転価格税制	FORM3CEB不一致への無視・遅延	不利な価格調整、訴訟	迅速な資料提出
② 不十分な文書化	所得税	控除・免税等の裏付け資料不足	主張が認められず課税強化	証憑・記録保持
	GST	請求書、ITC記録、照合資料不備	ITC否認、罰金	文書管理の徹底
	移転価格税制	FAR分析・ベンチマーク不足、契約不備	大幅調整、法令違反	TP文書化
③ 専門家への意見を求めないこと	所得税	法解釈誤り、誤対応	争訟拡大	税務専門家の活用
	GST	複雑改正へ対応不足	監査・不服申し立てで不利	
	移転価格税制	国際取引の複雑性	紛争増加・価格擁護不可	
④ 照合の軽視	GST	GSTR-1/3B/2A/2B不一致	通知発出・調査対象に	定期照合 一貫性確認
	所得税・移転価格税制	26AS、申告書、財務諸表不一致	調査対象・リスク増加	
⑤ 不服申立権・納付義務の無視	所得税・GST	異議申立期限無視／納付遅延	延滞利息・刑事リスク	期限内で控訴・納付 APA / DRP活用
	移転価格税制	紛争解決制度未活用	長期訴訟化	

II. 課税官庁 (AO) の決定に不服がある場合の対応

II | 課税官庁（AO）の決定に不服がある場合の対応

1. インド所得税の不服の申し立て手続き

	各段階	内容	対応に見込まれる期間
命令	AO's* order	AO (Assessing Officer : 税務調査官) が発行する決定命令書。追加課税額、利息、ペナルティ、理由（根拠法令）、支払期限が正式に記載されている文書。	税務年度末から 24～33ヶ月
上訴	CIT(A)	CIT(A) は Commissioner of Income Tax (Appeals) の略で、インド所得税の第一審の控訴審（税務不服申し立ての最初の裁判所）	申請年度末から 1年
	ITAT	インド所得税訴訟の第二審の控訴審（専門税務裁判所）納税者が CIT(A)の判断（Appeal Order）に不服がある場合、次に訴える先が ITAT (Income Tax Appellate Tribunal) 。	2～4年
	High Court (高等裁判所)	インドの州（State）レベルの最高裁判所であり、税務訴訟の第三審にあたる司法機関である。税務の争いが ITAT の判断だけでは解決できず、法律解釈の問題が含まれる場合にHigh Courtへ控訴 することができる。	2～4年
	Supreme Court (最高裁判所)	インドの司法制度の最上位に位置する最高裁判所（最高裁）である。	2～4年

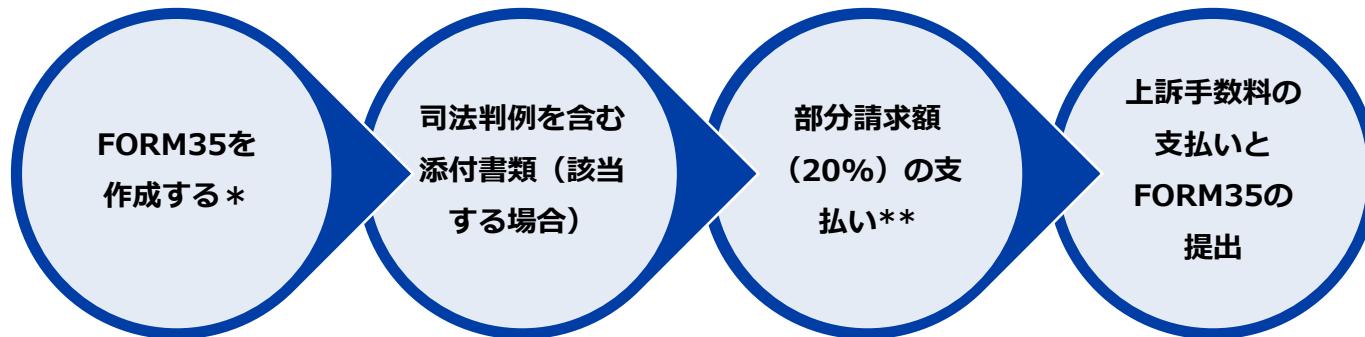
出所 : Grant Thornton Bharat LLP

*AO は Assessing Officer (税務調査官／査定官) の略で、インド所得税制度において 所得税調査や審査 (Assessment) を担当する官職の総称 である。

II | 課税官庁（AO）の決定に不服がある場合の対応

2. 上訴の手続き

- 課税官庁（AO）による決定に不服のある納税者は、上訴を申し立てることができる。
 - 課税決定
 - 罰金命令
 - 免除・控除不承認決定
- 上訴は、決定通知書または納付要求通知書を受領した日から30日以内に提出する必要がある。正当な理由がある場合は、遅延が容認されることがある。



出所：Grant Thornton Bharat LLP

*Form 35 は、Income-tax Act, 1961（以下「IT Act」）の規定に基づき、納税者（課税対象者や源泉徴収義務者を含む）が、課税官（Assessing Officer）による「課税・評価・通知・要求」等の処分に不服がある場合に、第一審（たとえば、Commissioner of Income-Tax (Appeals) / Joint Commissioner (Appeals)）に対して控訴を行うための申請書様式である。

**法律上は異議申し立て前に請求額の全額支払いが義務付けられているが、中央直接税委員会（CBDT）の通達および内部標準業務手順書（SOP）によれば、請求額の20%を支払うことで異議申し立てが可能である。

II | 課税官庁（AO）により決定に不服がある場合の対応

2. 上訴の手続き

納税猶予とは、上訴係属中に所得税局による税金の徴収を一時的に停止する措置である。これにより納税者は、銀行口座の差し押さえや資産の没収といった強制執行から保護される。

中央直接税委員会（CBDT）は、上訴係属中の未納税金の納付猶予に関する指針を発表している。指針の内容は以下となる。

2016年2月29日付事務覚書F.No.404/72/93-ITCC（2017年7月31日に補足説明）によれば、係争中の税務請求の徴収停止を求める納税者は、原則として係争額の少なくとも20%*1を支払う必要がある。

*1 20%の支払いを行わない場合は、合理的な理由はない場合は「徴収進行／滞納扱い」となり、未納分の回収や滞納分の利息が発生する可能性が高まる。

この支払いにより、査定官（AO）は上級機関の承認を得ずに停止を許可できる。査定官が歳入リスクが高いと判断した場合はより高い割合を要求する可能性があり、一方、主任税務長官などの上級当局の承認を得れば低い支払額でも認められる場合がある。

これらのガイドラインは、政府歳入の保護と、上訴手続き中の納税者への救済措置とのバランスを図ることを目的としている。20%の閾値は、係争中の税額部分に対して適用され、利息や罰金には必ずしも適用されない（これらが上訴の対象となる場合を除く）。裁判所は一般的にこの枠組みを支持しており、公平かつ効率的な税務行政を確保する役割を強化している。

II | 課税官庁（AO）により決定に不服がある場合の対応

2. 上訴の手続き

高等裁判所への上訴

- 所得税法（ITAct）第260A条に基づき、所得税審判所（ITAT）の決定に不服のある納税者は、当該事件が重要な法律問題を含む場合に限り、管轄高等裁判所に上訴を提起することができる。
- ITAT命令受領後120日以内に提出すること。
- 高等裁判所はまず、上訴が重要な法律問題を含むかどうかを判断する。
- 高等裁判所は設定された問題に対する判決を下す。
- 事実認定の再審査は不可（ITATが最終的な事実認定機関）

最高裁判所への上告

- 高等裁判所の命令に不服のある納税者は、所得税法第261条に基づき、当該事件が一般的な重要性を持つ実質的な法律問題を含む場合に限り、最高裁判所に上訴を提起できる。
- 高等裁判所命令受領後60日以内に提出する。
- 事実認定の再審査は不可（ITATが最終的な事実認定機関）。
- 例外的な状況または国家的重要性を有する場合、高等裁判所命令から90日以内に憲法第136条に基づく特別許可申し立て（SLP）を提出することも可能。
- 最高裁判所の決定は、国内法が変更されない限り、インド全土において最終的かつ拘束力を有する。

II | 課税官庁（AO）により決定に不服がある場合の対応

3. インド所得税法に基づく更生および修正

項目	修正 (Rectification) Section 154	更生 (Reassessment) Sections 147–151
制度の位置付け	目的	記録上の明白な誤りを訂正
	性質	軽微・即時の訂正
	開始できる者	納税者 or AO
対象	対象となる誤り	計算違い、税率誤り、控除適用漏れ、記録と申告の不整合
	証拠の性質	記録から明白に判断できる
	議論の要否	議論をする問題は不可

II | 課税官庁 (AO) により決定に不服がある場合の対応

3. インド所得税法に基づく更生および修正

項目		修正 (Rectification) Section 154	更生 (Reassessment) Sections 147–151
手続き	事前通知	原則不要	Section 148A による事前通知と反論 機会が必須 (例外あり)
	納税者の提出物	最小限 (補足資料程度)	再申告 (Return u/s 148) + 資料提出・質疑応答
	処分	Rectification Order	Reassessment Order
期限	実行期限	4年以内	原則3年以内、漏れ額 500万ルピー超 で最大10年
	納税者の申請への対応期限	AO は6ヶ月以内に処理	期限の定めはあるが、手続長期化 しやすい
特徴・ 影響	納税者の負担	小さい	大きい (再調査レベル)
	税務調査の 可能性	低い	高い (資料提出・照会多数)
	実務で多い場面	返金額訂正、TDS クレーム訂正	第三者情報 (TDS/GST/銀行) との 不一致、新情報入手
	リスク	低い	税額増加・追徴リスクあり

III. その他

III | その他 - 時効

所得税および移転価格税務

種類／手続き	制限期間（時効）	補足・条件
通常の査定 (Assessment)	段階的な期間	AY 2019-20以降：12カ月以内（さらに例外あり） - ただし、TPO (Transfer Pricing Officer) 関与の場合、さらに 12カ月延長。
再査定* (Re-assessment)	3年	会計年度 (Assessment Year, AY) 末から 3年以内。
同（高額資産・逃れ所得がある場合）	3年～10年	逃れ所得が「資産 (asset)」として表れており、かつ AO (課税官) が帳簿・書類・証拠を持っていて、逃れた所得が 500万ルピー以上の場合。
同（国外資産が関与する場合）	最大16年	未申告の資産 (financial interest など) がインド国外にある場合。

出所 : Grant Thornton Bharat LLP

*インドの法人（会社）所得税（所得税法 : **Income-Tax Act, 1961**）における「再査定」とは、税務当局 (Assessing Officer, AO) が過去の申告・課税年度 (Assessment Year, AY) を見直し、申告されていない所得が「逃れていた (escaped)」と判断して追加課税をする手続きを指す。

GST

項目	通常の事項 (Section 73)	詐欺・隠蔽 (Section 74)
SCN* ¹ 発行期限（時効）	3年以内	5年以内
実務上の SCN 発行推奨期限	33カ月（2年9カ月）以内	4年6カ月以内
SCN後の最終Order	SCN後 3カ月以内	SCN後 6カ月以内
時効延長要因	COVID特例、裁判所のStay	COVID特例、裁判所のStay

出所 : Grant Thornton Bharat LLP

SCN*¹ Show Cause Notice (理由説明通知) の略で、なぜ当局の指摘に対し追加税額、利息、またはペナルティを支払わないのか理由の説明を求めるものである。

III | その他 - 財務諸表の開示

税務訴訟のステータス別の財務諸表の開示

区分	会計処理	開示要否	説明
開示なし (No Disclosure)	認識なし	注記も不要	税務訴訟の発生可能性が非常に低い（リスクがほぼゼロ）。勝訴が極めて確実で、金額が重要性に欠ける場合など。
偶発債務として注記 (Contingent Liability Note)	負債計上なし	注記で開示	損失発生の可能性はあるが、可能性は「高くはない」（多くは Possible）または金額が不確定。支払可能性：可能性あるがより低い。
引当金として計上 (Provision)	負債計上 + PL費用計上	注記必須	敗訴可能性が「高い」(Probable)、金額の合理的な見積りが可能。将来の流出が見込まれる場合。
債務確定 (Recognized Liability / Liability Settled)	確定負債として計上	注記 (場合により不要)	判決確定・合意により支払義務が確定 (Virtually Certain / Certain)。支払金額も確定し、通常は負債として明確に計上。

本日のまとめ

1. Tax Notices が発行される理由

未申告・不一致・過少申告・未納・TP文書不備・GST ITC不備

2. 通知受領後の対応手順

- (1) 内容把握 → 書類準備 → 期限内回答
- (2) どのステータスにいるのか？

3. 避けるべき行動

無視、遅延、証拠不足、専門家の不活用

4. 開示と留意点

財務諸表への影響